

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における
予算の確保を求める意見書

近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、着実な治水事業の推進に加えて、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が流域全体で行う治水、いわゆる「流域治水」へと転換を図り、施策や手段を適切に組み合わせて充実・加速化し、治水安全度を向上させていくことが必要である。

今年1月頃より発生した新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言は解除になったものの、完全な収束には至っておらず必要な対策を進めているところであるが、一方で九州地方を中心とした令和2年7月豪雨による災害が発生するなど、自然災害は待つてはくれない。

このような中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」をはじめとした国費を活用し、人命を守ることを最優先に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を効率的に組み合わせた防災・減災対策にあっては、今後も継続的な取り組みが求められているところである。

よって、国におかれては、地方公共団体が取り組む、防災・減災の取り組みを充実・強化していくための、必要となる予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後の予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月30日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣 殿